

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	引取業の登録の取消し等	
根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87条） 第51条	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処分基準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設定 ・設定できない ・基準を公開できない 第51条 都道府県知事は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 1 不正の手段により第42条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けたとき。 2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が第45条第1項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴聞 ・弁明
	（聴聞又は弁明の省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	